

災害公営住宅家賃対策補助の行方

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

事務局次長 遠州尋美

2023年1月11日

学習会のねらい・目的

- 大震災復興において整備された災害公営住宅は、被災自治体の復興財政においても重要な役割
 - 家賃対策のための二つの復興交付金事業
 - 東日本大震災家賃特別低減事業（特別低減）
⇒2020年度まで交付金+震災特交で130億1700万円
 - 災害公営住宅家賃低廉化事業（低廉化）
⇒同じく1192億8300万円
（上記の金額は福島復興再生加速化交付金分を含まない）
 - 復興交付金が廃止されたのち東日本大震災家賃対策事業に移し替えられて管理開始10年目まで同じ枠組みを維持
⇒特別低減は10年で終了
⇒低廉化は補助率を2/3に引き下げて20年目まで継続するが、地方財政措置は不確定
 - 仮に震災特交措置が廃止され、普通交付税措置に移行するならば、災害公営収支の大幅悪化は避けられない。
⇒どれだけの規模の影響が生じるのか。影響を避けることは可能なのか。何が必要か。
- 本日の議論の組み立て
 - 家賃対策のための二つの復興交付金事業について改めて確認する
 - 復興交付金事業の廃止により、上記の家賃対策事業はどのように見直されたか
 - 家賃対策補助地方財政措置の11年目以降の行方
 - 復興交付金事業での支援額とその推移
 - 震災特交措置が普通交付税措置に移行すると何が起こるか
 - 石巻市を対象とした試算結果
 - 11年目以降の見通し
 - 宮城県全体で災害公営住宅収支は単年度約50億円の減収に
 - 50億円の減収を回避するために取り組むべきこと
 - 災害公営住宅収支の可視化で減収に備える

復興交付金事業としての家賃対策補助

- 「災害公営住宅家賃低廉化事業」：上限家賃と公営住宅家賃の差額を20年間国費（交付金＋震災特交）で支援
- 「東日本大震災特別家賃低減事業」：著しく低所得な入居者の家賃を減免したことによる家賃減収分を10年間国費（交付金＋震災特交）で支援（6年目以降減免率を漸減する想定）

令和3年度以降「適切に支援水準の見直し」（「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」）

見直しの内容によっては復興財政の危機につながる恐れ

※ 福島復興再生加速化交付金による家賃低廉化、特別低減事業は、管理開始10年を経過していないため、現在も交付金事業として継続。11年目以降未定

D-5. 災害公営住宅家賃低廉化事業

事業概要

東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅に係る家賃の低廉化に要する費用

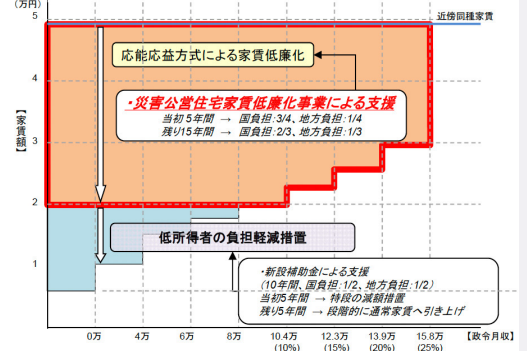
交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率 ※別途、地方負担軽減措置を講じる。

供給方法	補助率等	補助期間
①建設・買取り	2/3（ただし、激甚法第22条第1項に基づく災害公営住宅については当初5年間は3/4）	20年
②借上げ	2/3（ただし、激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅を借り上げた公営住宅については、当初5年間は3/4）	借上期間

【災害公営住宅家賃低廉化事業のイメージ】



復興交付金事業としての家賃対策補助

- 「災害公営住宅家賃低廉化事業」：上限家賃と公営住宅家賃の差額を20年間国費（交付金＋震災特交）で支援
- 「東日本大震災特別家賃低減事業」：著しく低所得な入居者の家賃を減免したことによる家賃減収分を10年間国費（交付金＋震災特交）で支援（6年目以降減免率を漸減する想定）

令和3年度以降「適切に支援水準の見直し」（「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」）

見直しの内容によっては復興財政の危機につながる恐れ

※ 福島復興再生加速化交付金による家賃低廉化、特別低減事業は、管理開始10年を経過していないため、現在も交付金事業として継続。11年目以降未定

D-6. 東日本大震災特別家賃低減事業

事業概要

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移住し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

- 東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、地方公共団体が、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する場合に要する費用。

- 家賃の減免については、以下の考え方により実施

- ・当初5年間：特段の減額措置
- ・以降5年間：段階的に通常家賃へ引き上げ

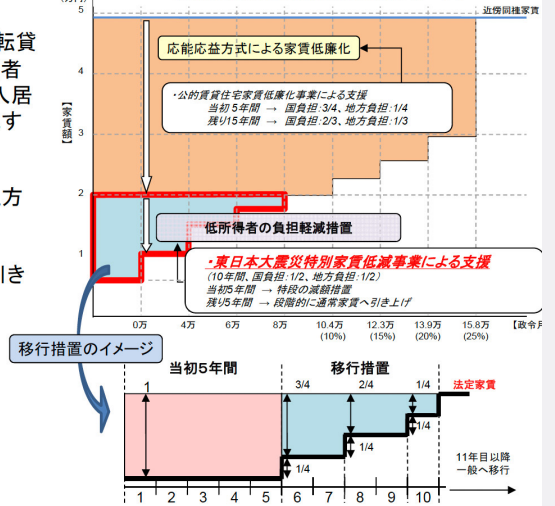
交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率 1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

【東日本大震災特別家賃低減事業のイメージ】



復興交付金事業としての家賃対策補助



二つの復興交付金事業とも、「東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金」に移し替えて、管理開始10年目までは当初の支援枠組みを維持



問題は、震災特交措置と11年目以降の行方

※ 福島復興再生加速化交付金による家賃低廉化、特別低減事業は、現在も交付金事業として継続。ただし、復興庁廃止後も同じ枠組みで継続できるかは未定

東日本大震災の災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業【令和3年度概算決定額 22.353百万円】

・特別家賃低減事業、家賃低廉化事業について、新たな補助制度を創設し（復興庁予算）、引き続き実施する。

背景

- ・東日本大震災の災害公営住宅に対する特別家賃低減事業、家賃低廉化事業については、復興交付金により実施してきたが、復興交付金は令和2年度末に廃止予定。
- ・復興・創生期間後の基本方針において、これらの事業は、①別の補助に移行した上で引き続き支援すること、②管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性等を踏まえながら適切に支援水準の見直しを行うこと、等とされた。

概要

復興・創生期間後の基本方針を踏まえ、以下のとおり実施する。

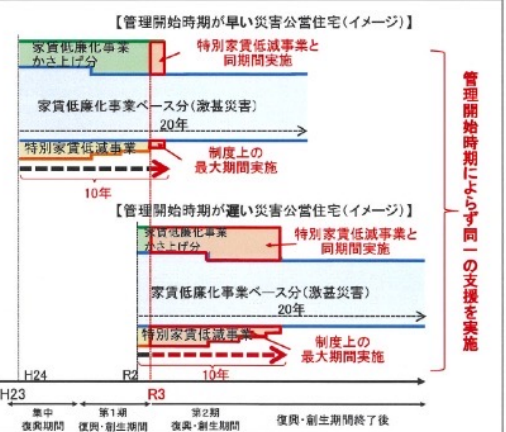
1. 特別家賃低減事業

- ・制度上の最大期間（団地毎に管理開始から10年間）実施。
- ・補助率：3/4

2. 家賃低廉化事業

- ・法定の補助率について、最大20年間実施。
- ・かさ上げ分について、被災地方公共団体間の公平性等を踏まえ、特別家賃低減事業と同期間実施。
- ・補助率：7/8（管理開始から1～5年目）
5/6（" 6～10年目）
2/3（" 11～20年目）※

※当該災害公営住宅の建設等に必要土地の所有権等を新たに取得した場合



(出所) 「令和3年度予算概算決定概要（参考資料）」復興庁, P3

4

復興交付金事業としての家賃対策補助



二つの復興交付金事業とも、「東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金」に移し替えて、管理開始10年目までは当初の支援枠組みを維持



震災特交措置も含め、10年目までは維持



11年目以降補助率低下は確実（激甚災並）、震災特交措置も廃止の恐れ

地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

(中略)

第二条 各道府県及び各市町村に対して、令和三年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額（以下「令和三年度九月震災復興特別交付税額」という。）は、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）の合算額とする。

(中略)

四十一 別表二の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

(中略)

別表

一	(略)
二	(略) (二十八) 復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金 (二十九) 災害公営住宅特別家賃低減対策費補助 (略)
三	(略)

わかりにくいですが、別表二の(二十八)に記載の補助金が、「災害公営住宅家賃低廉化事業」の補助金に該当する。したがって、この規定が変更されない限り、震災特交措置は継続する。

当面、財政的には潤沢なので、災害公営住宅の入居者対策の前進を大いに主張してほしい。

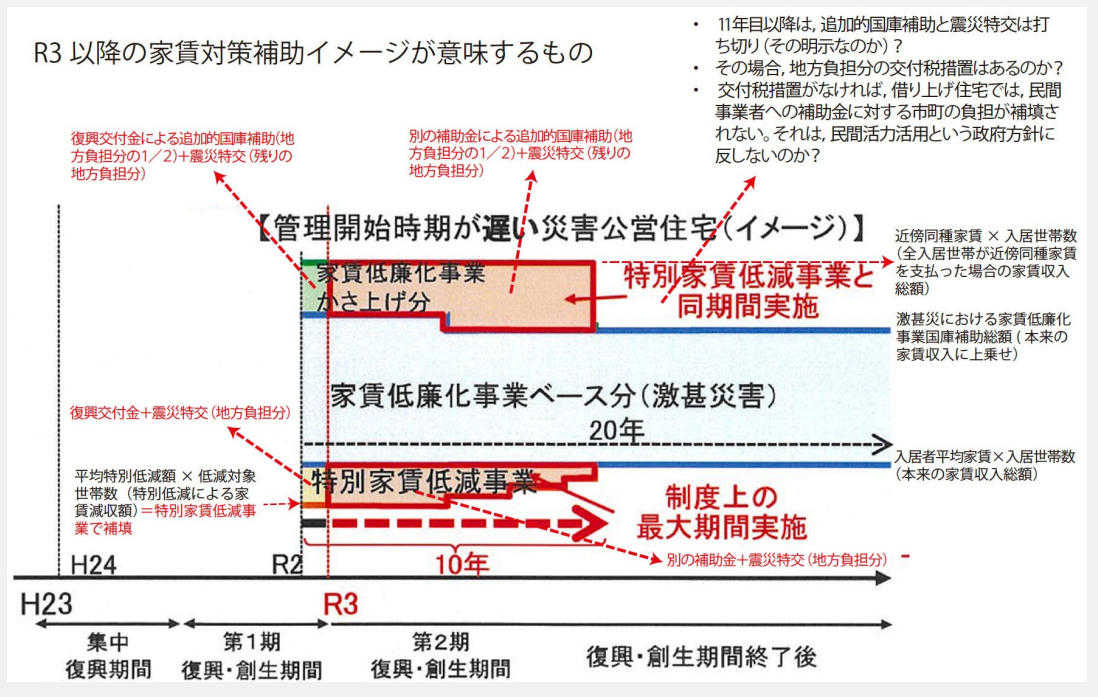
5

家賃対策補助地方財政措置の11年目以降の行方

東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金（特別低減と低廉化の後継補助金）は、管理開始10年目までは当初の支援枠組みを維持

問題は、震災特交措置と11年目以降の行方

右図を見る限り、11年目以降は、家賃低廉化事業の補助率かさ上げは震災特交も含めて廃止⇒地方負担分の支援は普通交付税（単位費用）に移行する可能性は極めて大



震災特交措置から普通交付税措置に変わるとどうなるか

地方交付税とは

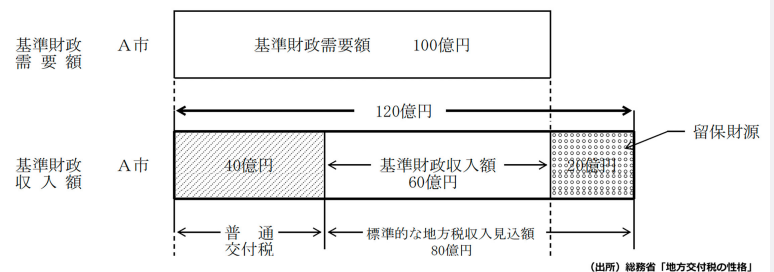
- ◆ 自治体が一般財源で賄うべき独自の事務 = 基準財政需要 (A) : 本来は地方税収入で(補助金など特定財源は除外)
- ◆ 多くの自治体が標準的な地方税収入で賄えず財源不足に⇒国の不足分全体を国が国税として徴収した上で、地方間の不均衡を調整して再配分 = 地方交付税
- ◆ 基準財政収入 (B) : 標準的な地方税収入の見込額から25%を留保した残り
- ◆ 普通交付税 = A - B (交付税総額の94%)

※ 特別交付税：災害など普通交付税で補足できない財源需要のため必要自治体に厚めに配分（交付税総額の6%を別枠で）

普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額
 基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)
 基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 原則として75%

普通交付税の仕組み



基準財政需要額の算定のしくみ

$$\text{単位費用 (測定単位1当たり費用)} \times \text{測定単位 (警察職員数、65歳以上人口など)} \times \text{補正係数 (段階補正、寒冷補正など)}$$

震災特交 = 事実上の補助金として、別枠で所要額を100%交付

普通交付税措置 = 単位費用を増大させ自治体の基準財政需要に反映 ⇒ 税源不足なら不足分を普通交付税として交付 ⇒ 補助金減額 + 震災特交廃止分を基準財政需要の増加分で埋め合わせることが可能か？

復興交付金事業での支援額とその推移

付表1は、地方財政計画に記載された家賃低廉化補助歳出額の推移

- 地方財政計画には、通常収支分と大震災関連収支が別々に記載
- 復興交付金事業として実施された家賃対策補助は、R2までは記載されず、復興交付金事業終了に伴いR3から記載
- 復興交付金から移管された家賃対策事業費は国費220億円強、地方負担44億円前後

付表2は、復興交付金事業の家賃対策事業費の推移（福島再生加速化交付金事業は含まない）

- 最終年であるR2時点で国費208億円、地方負担31億円。これは、地方財政計画のR3、R4とほぼ整合
- 以上から、管理開始10年目に概ね達するR7ごろまでは、国費+震災特交でおおよそ250億円超が手当されると見込まれる。

付表1 地方財政計画における家賃低廉化補助歳出額（地方財政法第10条26号）の推移（○内は対前年度差額）
(百万円)

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
通常収 支分	国庫負担	724 (54)	4,357 (3,633)	4,707 (350)	5,513 (806)	6,538 (1,025)	6,108 (-430)
	地方負担	724 (54)	4,353 (3,629)	4,701 (348)	5,791 (1,090)	6,552 (761)	6,102 (-450)
大震災 復旧・ 復興事 業	国庫負担	-	-	-	-	22,353	22,133 (-220)
	地方負担	-	-	-	-	4,326	4,491 (165)

(出典)「地方団体の歳入歳出総額の見込額」(自治省)各年度版、通常収支分第20表、東日本大震災分第15表

付表2 復興交付金事業進捗状況総括表に見る特別低減、低廉化補助額の推移(百万円)

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
特別低 減事業	国費	1.4	32.1	275.9	918.7	1,691.7	1,965.3	1,872.4	1,668.0	1,336.8	
	地方	0.5	10.7	92.0	306.2	563.9	655.1	624.3	556.0	445.6	
低廉 化事業	5 年 目 ま で	国費	10.2	213.8	1,773.7	6,981.8	14,849.5	19,043.2	20,074.1	18,417.8	11,691.5
		地方	1.5	30.5	253.4	997.4	2,121.4	2,720.5	2,867.7	2,631.1	1,670.2
	6 年 目 以 降	国費	0	0	0	0	0	33.2	373.0	2,425.9	7,945.6
		地方	0	0	0	0	0	6.7	74.6	485.2	1,589.1
国費		0.0	10.2	213.8	1,773.7	6,981.8	14,849.5	19,076.4	20,447.2	20,843.6	
地方		0.0	1.5	30.5	253.4	997.4	2,121.4	2,727.1	2,942.3	3,116.3	

(出典)各県及び市町村提出令和2年度(もしくは提出最終年度)復興交付金事業進捗状況(契約状況)報告書から、国費については契約済額を拾い出し、地方負担額については、国費に(1-国費率)を乗じて算出した。

(注)なお、この表には福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)事業による特別低減、低廉化補助額は含まない。

(参考) スライド8で確認できた要点

- 地方財政計画**：地方財源を保障するために、多種多様な地方自治体の総体で地方財政全体について、国が期待する水準で行政運営できるように、合理的方法で歳入・歳出を推計し、地方自治体の財政運営の指針とするもの。
- 通常の水準を超える歳入・歳出は計上しない
⇒震災特交を地方財源として確保するが、**大震災分として別掲して、通常収支に影響させない。**
- 純計ベース⇒県から市町村への支出金は計上しない
- 普通会計ベース⇒純然たる公営事業会計は計上されない(普通会計からの繰り出しは計上)

⇒普通交付税措置の対象となる行政需要は、地方財政計画通常収支分の歳出項目(地方負担分)として計上される。

【特別低減、低廉化の事業実績からわかること】

- 制度設計の特質、事業進捗を適切に反映
 - いずれも事業進捗とともに増加
 - 特別低減=2017ピーク、以後減少
 - 低廉化=6年目以降の補助率変更を反映⇒国の伸びが鈍化、地方負担加速、全体は2019以降平準化
 - 2020は、両者合わせて260億円弱**

【地方財政計画からわかること】

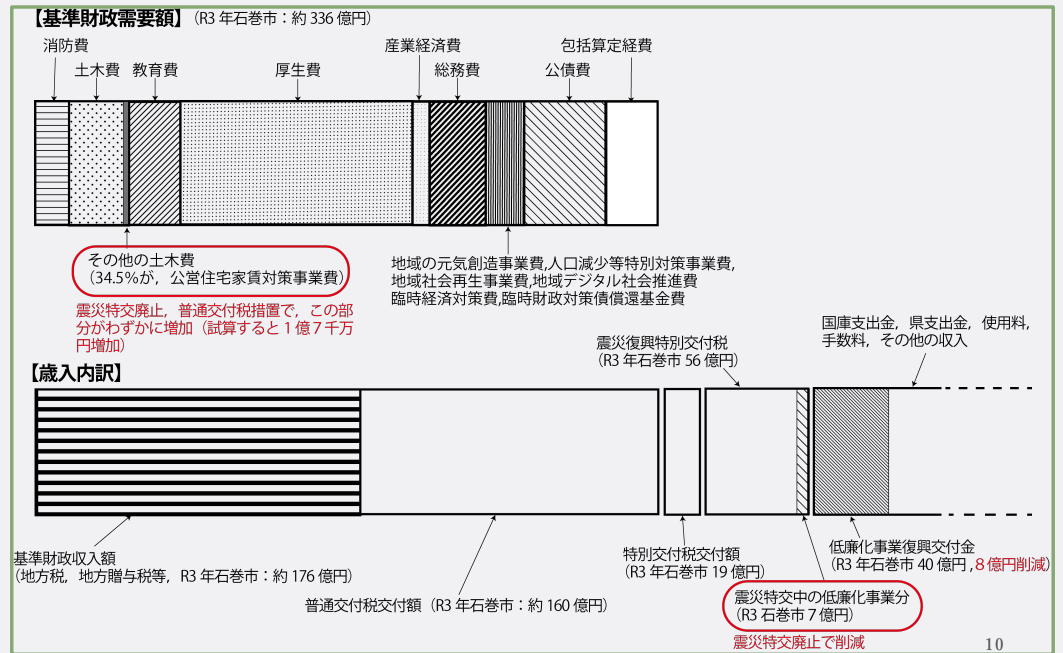
- 新たな補助金はR3(2021)から記載**(それまでは復興交付金事業に一括)
- R3の大震災対応家賃対策補助の規模は国・地方合わせて**266億8千万円**=R2の特別低減・低廉化の合計にほぼ一致⇒新しい補助に移行後も同水準で継続。
- 通常収支分の2018年度以降の急増=熊本地震の影響(1,715戸供給)⇒**低廉化補助対象戸数の増加=低廉化補助増加**⇒単位費用増加・基準財政需要にも反映。
- 通常収支分では普通公営住宅と災害公営住宅は区別されず、**全体事業費の2分の1を地方負担分として基準財政需要に盛り込む。**
⇒震災特交措置が廃止され普通交付税措置するには、新しい補助金も通常収支分に組み入れて単位費用に反映(事業規模は3倍に。単位費用も3倍に?)

【R7(2025)までは大きな変化はない】

- R7までは年間250億円を超える国費交付が継続

家賃対策補助地方負担分の震災特交措置が普通交付税措置に移行すると何が起るか

- ◆ 低廉化事業の補助率低下
5/6から2/3へ
(石巻市で▲8億円)
- ◆ 震災特交措置廃止⇒低廉化事業分は普通交付税措置に (石巻市で震災特交廃止で▲6,6億円)
- ◆ 普通交付税措置へ
=事業規模に見合って単
位費用増加
⇒基準財政需要額も増加
(石巻市では+1.7億円)
- ◆ 「補助金+震災特交」の
減少分を基準財政需要額
の増加分で埋め合わせる
のは不可能。
- ◆ 普通交付税の低廉化事業
寄与分を正確に把握する
のも困難。



石巻市を例に試算した結果【推測に基づく仮定の議論であることに留意】

【前提条件】

1. 管理中の災害公営住宅は令和8年度に一齐に11年目を迎える(実際は一部令和5年度から)。すなわち、その時点で地方負担分は震災特交措置から普通交付税措置に移行する。
2. 東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業、通常の公営住宅家賃低廉化事業ともに、令和3年度の事業規模が令和8年度においても概ね維持されている。
3. 公営住宅家賃低廉化事業の単位費用の増減は、日本全体の同事業の事業規模の増減に比例する。
4. 災害公営住宅家賃対策事業以外の自治体歳入に関わる条件には一切変化はない。

【算定の基礎】

- 市町村の基準財政需要は、人口10万人の標準自治体を想定して財政需要を算定し、財政項目毎の単位費用(人口当たり、面積当たりの費用)を求めている。
- 公営住宅家賃低廉化事業による財政需要は、「その他の土木費」の単位費用を通して基準財政需要に反映される。
- 「その他土木費」に占める公営住宅家賃低廉化事業のウェイト(割合)を検討対象自治体の「その他土木費」に乗じることで当該自治体の基準財政需要への同事業の影響を算定できる。

- ① 「その他土木費」に占める公営住宅家賃低廉化事業の割合(『令和3年度地方交付税制度解説(単位費用編)』による)
 - 標準自治体の「その他土木費」のR3年度単位費用は1430円/人。
 - 標準自治体のR3年度公営住宅家賃低廉化事業支出は、49,279千円。人口10万人なので、493円/人。
 - 以上から、R3年度同事業の「その他土木費」への寄与は34.5%(c)。
- ② 石巻市のR3年度基準財政需要における公営住宅家賃対策事業の算定経費
 - 同市のR3年度基準財政需要における「その他土木費」は、236,636千円(a)(総務省『令和3年度基準財政需要算定結果』)
 - 同市のR3年度公営住宅家賃低廉化事業算定経費(b)：81,545千円 (b=a×c)
- ③ 石巻市のR8年度公営住宅家賃低廉化事業算定経費
 - R3年地方財政計画における公営住宅家賃低廉化事業事業規模：「通常収支分」13,090百万円(d)、「大震災復興事業分」26,679百万円(e)⇒前者のみ単位費用に反映
 - 同事業規模がR8まで維持されるなら、上記の合計が単位費用に反映：39,769百万円(f) (f=d+e)
 - 石巻市のR8年度公営住宅家賃低廉化事業算定経費(g)：g=b×(f/d)=247,652千円

石巻市を例に試算した結果【推測に基づく仮定の議論であることに留意】

【試算結果のまとめ】

- ① 令和3年度石巻市基準財政需要336億円に占める公営住宅家賃低廉化事業の寄与は、0.8億円（81,545千円、約0.24%）である。
- ② 東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業地方負担分の震災特交措置が廃止され、普通交付税措置に移行すると、基準財政需要算定における公営住宅家賃低廉化事業の寄与は、2.5億円となる。すなわち、他の条件に変化がなければ、R8年度の同市基準財政需要額は1.7億円増加し、338億円になる。
- ③ 他方、東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業の補助率は5/6から2/3へ低下する。その結果補助額は、前年対比80%に減額される。R2年度の復興交付金事業の事業規模が維持されるなら、補助金は40億円から32億円に8億円の減額である（令和3年度復興交付金事業計画進捗状況報告書）。
- ④ さらに、地方負担分の震災特交措置が廃止される。R2年度の同事業震災特交配分額は、6.6億円である。これがそのまま減額される。
- ⑤ すなわち、補助金+震災特交の減額は単年度で8+6.6=14.6億円となる。基準財政需要の増加分1.7億円を考慮しても正味13億円の減少となる。

- ⑥ 他の被災自治体についても、石巻市と同様の手順で試算すれば良い。より簡便には、災害公営住宅供給戸数と減損額が比例するとみなし、石巻市の4,456戸に対する当該市町村の供給戸数の割合を石巻市の減損額13~14億円（10年間ではその10倍）に乗じれば、おおよその減損額を導くことができるだろう。
- ⑦ 原理的には震災特交措置の廃止、普通交付税措置への移行によって、基準財政需要がわずかに増加し普通交付税交付額も増加するが、減少額のごくわずかしか埋め合わせることができない。
- ⑧ 普通交付税は、その算定根拠を示すことなく一括交付されるから、公営住宅家賃低廉化事業関係分を切り分けることは不可能である。

【石巻市の減損推定額と災害公営住宅整備戸数比から求めた、宮城県内被災市町の単年度減少額見込み：減損額順】（各自治体の減損額は災害公営住宅整備戸数に比例するとみなして計算）

石巻市：13~14億円、仙台市：9~10億円、気仙沼市：6~6.6億円、東松島市：3.2~3.5億円、女川町：2.5億円、南三陸町：2.1~2.3億円、名取市：2億円、多賀城市：1.5~1.7億円、山元町：1.4~1.5億円、亶理町：1.4~1.5億円、塩竈市：1.1~1.2億円、七ヶ浜町：0.6億円、岩沼市：0.6億円。

なお、宮城県全体では毎年46億円~50億円、岩手県全体で16~18億円、福島県の津波・地震被災者向けで8~9億円の減損が見込まれる。

11年目以降の見通し

付表3は、宮城県における復興交付金事業の家賃対策事業費の推移

- 最終年であるR2時点で国費130億円、地方負担21億円。これは全体の概ね2/3を占める。
- R7ごろまでは、国費+震災特交で被災地全体でおおよそ250億円超が手当されるとすると、その2/3が宮城県分なら、少なくとも160億円程度（国費130億円強、震災特交30億円弱）
- R8ごろ以降は補助率は5/6から2/3になるので、補助金額は105億円前後に、以後20年目まで徐々に減少。
- 地方負担分は55億円前後だが、普通交付税措置は単位費用なので、全国の自治体間で平均化される
⇒ストックから見て、被災地は被災地外と比べて不利に。（基準財政需要増加で補填されるのは3割未満）
- 震災特交は地方税収に影響されないが、普通交付税は税収が増えれば削減
- 普通交付税は一般財源として一括されるので、家賃対策補助を切り出すのは不可能=不透明化=災害公営収支は20年目まで単年度約50億円の減収見込み

付表2 復興交付金事業進捗状況総括表に見る特別低減、低廉化補助額の推移（百万円）

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
特別低減事業	国費	1.4	32.1	275.9	918.7	1,691.7	1,965.3	1,872.4	1,668.0	1,336.8	
	地方	0.5	10.7	92.0	306.2	563.9	655.1	624.3	556.0	445.6	
低廉化事業	5年目まで	国費	10.2	213.8	1,773.7	6,981.8	14,849.5	19,043.2	20,074.1	18,417.8	11,691.5
		地方	1.5	30.5	253.4	997.4	2,121.4	2,720.5	2,867.7	2,631.1	1,670.2
	6年目以降	国費	0	0	0	0	0	33.2	373.0	2,425.9	7,945.6
		地方	0	0	0	0	0	6.7	74.6	485.2	1,589.1
	国費		0.0	10.2	213.8	1,773.7	6,981.8	14,849.5	19,076.4	20,447.2	20,843.6
	地方		0.0	1.5	30.5	253.4	997.4	2,121.4	2,727.1	2,942.3	3,116.3

（出典）各県及び市町村提出令和2年度（もしくは提出最終年度）復興交付金事業進捗状況（契約状況）報告書から、国費については契約済額を拾い出し、地方負担額については、国費に（1-国費率）を乗じて算出した。
（注）なお、この表には福島加速化再生交付金（長期避難者生活拠点形成）事業による特別低減、低廉化補助額は含まない。

付表3 復興交付金事業進捗状況総括表に見る特別低減、低廉化補助額の推移（宮城県、百万円）

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
特別低減事業	国費	0	10.4	163.4	600.2	1,152.8	1,270.4	1,245.7	1,080.2	862.6	
	地方	0	3.5	54.5	200.1	384.3	423.5	415.2	360.1	287.5	
低廉化事業	5年目まで	国費	0	64.5	902.3	4,408.2	9,867.5	12,129.4	13,591.5	12,516.5	7,902.7
		地方	0	9.2	128.9	629.7	1,409.6	1,732.8	1,941.6	1,788.1	1,129.0
	6年目以降	国費	0	0	0	0	0	23.0	158.6	1,325.1	5,103.4
		地方	0	0	0	0	0	4.6	31.7	265.0	1,020.7
	国費		0.0	64.5	902.3	4,408.2	9,867.5	12,152.3	13,750.1	13,841.6	13,006.1
	地方		0.0	9.2	128.9	629.7	1,409.6	1,737.4	1,973.4	2,053.1	2,149.6

（出典）宮城県内被災市町村提出令和2年度（もしくは提出最終年度）復興交付金事業進捗状況（契約状況）報告書から、国費については契約済額を拾い出し、地方負担額については、国費に（1-国費率）を乗じて算出した。

11年目以降の見通し 50億円の減収を回避するために

① R8以降も復興庁と震災特交措置の存続を求める

※ 復興増税はまだまだ続く以上、大震災復興に国が最後まで責任を持つのは当然

② 単位費用措置だけでなく、密度補正で災害公営住宅のストックが的確に基準財政需要に反映できるように求める

※ 熊本県が、総務省に密度補正で災害公営住宅ストックを反映するように求めている
⇒ 総務省は拒否しているが、引き続き検討している。

東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業に係る事業費は、通常収支分の家賃対策補助の2倍の規模（尋常ではない）。被災地がこぞって要求すれば、総務省が受け入れる余地はある。

〔 その他の土木費 〕

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
10	(法) (省)	熊本県	災害公営住宅家賃低廉事業に係る地方負担額の適切な算入	当県内市町村では平成28年熊本地震を発端に新たな災害公営住宅建設が行われたことから家賃低廉事業に要する財政需要が発生しているところであるが、単位費用措置のみでは被災地に偏在する災害公営住宅の家賃低廉事業に要する財政需要を捉えられないため、密度補正において細やかに措置していただきたい。 【新規】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現行の公営住宅の家賃対策補助等に係る経費については、単位費用措置を行った上で、一般財源化された公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る経費については、密度補正により需要額を割増し又は割落としをしている。 当該措置については引き続き適切な方法を検討していきたい。

(出所) 「地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針 市町村分」総務省、令和3年7月

14

災害公営住宅収支の可視化

——復興財政不透明化への対応<災害公営住宅収支が1/3減収となることも想定して>

災害公営住宅の収入見直し

- 起債、交付金、震災特交、家賃・駐車場使用料収入、売却収入（払い下げ、及び用途廃止）の実績、及び将来見通し
- 住宅被災者の退去と一般入居、空き家率を適切に評価

災害公営住宅関連支出の見直し

- 用地費、建設費、管理経費、修繕費、地方債償還金及び利子、除却費の実績、将来見通し
- 修繕費の算定については、公営住宅等長寿命化計画策定指針における「修繕周期表」及び「修繕項目別修繕費乗率」を踏まえる

災害公営住宅管理基金又は同特別会計の創設

- 地方債収入、交付金、震災特交、家賃・共益費・駐車場使用料等は一般会計に組み入れず、基金、もしくは特別会計としてその収支を可視化する

15

災害公営住宅収支の可視化

——復興財政不透明化への対応<災害公営住宅収支が1 / 3減収となることも想定して>

◆既設公営住宅も含めた公営住宅の長期的な計画を民主的手続きで＝**災害公営住宅は被災自治体の貴重な財産**

- ◆災害公営住宅と既設一般公営住宅を全て維持することは困難となる懸念⇒多くの被災自治体で、老朽化した既設住宅を廃止し、災害公営住宅に統合する動きが顕在化する可能性大。
- ◆借上げ災害公営住宅は契約期限は20年⇒契約満了後の入居者の処遇も課題
- ◆将来的な人口見通しや住宅需要の見通しを踏まえ、既設公営住宅で大規模改修や建替えをして維持する住宅、用途廃止する住宅、全体として維持すべき戸数など、

民主的な討議を経て

◆踏まえるべき留意点

- ◆既設公営住宅居住者が現に入居し、入居を希望している場合は、入居者の同意なしに廃止しない
- ◆既設公営住宅で空家化・高齢化が進行している住宅については、空き住戸の目的外利用（社会福祉法人や、コミュニティ支援NPOの活動拠点利用）等で、入居者やコミュニティ支援を
- ◆既設公営住宅から災害公営住宅への移転促進に際しては、既設公営入居者の主体的意思と生活維持を最優先に。特に家賃負担の増大を防ぐ措置を確実に。